

## 特許法第35条(職務発明)の改正

- ①職務発明の特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることが可能となった。
- ②発明者に対する「相当の対価」を「相当の金銭その他の経済上の利益」(相当の利益)に変更した。
- ③法人と発明者の間のインセンティブ決定手続のガイドラインを定め、公表することを規定した。

### 特許法第35条(職務発明)新旧対照表

<b>改正後規定</b> <small>(平成27年法 平成27年7月10日公布 平成28年4月 1日施行)</small>	<b>改正前規定</b> <small>(平成16年法 平成17年4月1日施行)</small>	<b>改正のポイント等</b>
(改正なし)	<p>1 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について権利を承継した者が特許を受けたときは、通常実施権を有する。</p>	<p><b>第1項は、改正なし</b>  <small>(現行法は、職務発明の特許を受ける権利は従業者に帰属することを前提に(特許法29条1項参照)、使用者は職務発明について、法定の通常実施権を有する旨を規定。)</small></p>
<p>2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、<b>あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、</b>又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め条項は、無効とする。</p>	<p>2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、<b>あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ</b>又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め条項は、無効とする。</p>	<p>文言の整理で、<b>実質的な改正ではない。</b>          ・「あらかじめ」          ・「承継」⇒「取得」</p>
<p><b>3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。</b></p>		<p><b>新設の条項</b>          職務発明に関する特許を受ける権利を<b>原始的に法人帰属とすることが可能となる。</b>          ・趣旨：権利帰属の不安定性の解消等          ・従業者帰属とすることも可能  <small>(大学・研究機関等の実情に合わせた対応を可能とする)</small>          ・予約承継を定めない場合、特許を受ける権利は発明者に原始的に帰属</p>

<p>4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を<b>取得させ、使用者等に特許権を承継させ</b>、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の<b>金銭その他の経済上の利益(次項及び第七項において「相当の利益」という。)</b>を受ける権利を有する。</p>	<p>3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、<b>相当の対価</b>の支払を受ける権利を有する。</p>	<p><b>従業者は、金銭その他の経済上の利益(「相当の利益」)を受ける権利を有する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨:使用者に、発明のインセンティブとして、発明者に対して経済上の利益を与えることを義務化</li> <li>「相当の対価」を「相当の利益」に変えた</li> <li>「相当の利益」は、金銭に限らず、その他の経済上の利益を含む</li> </ul>
<p>5 契約、勤務規則その他の定めにおいて<b>相当の利益</b>について定める場合には、<b>相当の利益の内容</b>を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、<b>相当の利益の内容の決定</b>について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより<b>相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであってはならない。</b></p>	<p>4 契約、勤務規則その他の定めにおいて<b>前項の対価</b>について定める場合には、<b>対価</b>を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、<b>対価の額の算定</b>について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより<b>対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない。</b></p>	<p><b>「相当の対価」⇒「相当の利益」に伴う改正で、実質的な改正ではない。</b></p>
<p><b>6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべ状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。</b></p>		<p><b>新設の条項</b> 使用者と従業者との間の相当の利益の内容決定基準策定手続きに関する<b>ガイドラインの策定を法定</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨:インセンティブ施策策定のコストや困難の低減、法的な予見可能性を高める</li> </ul>
<p>7 <b>相当の利益</b>についての定めがない場合又はその定めたところにより<b>相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認められる場合には、第四項の規定により受けるべき相当の利益の内容</b>は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。</p>	<p>5 <b>前項の対価</b>についての定めがない場合又はその定めたところにより<b>対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。</b></p>	<p><b>「相当の対価」⇒「相当の利益」に伴う改正で、実質的な改正ではない。</b></p>
<p>附則 第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>		<p>平成27年7月10日公布(法律第55号) 施行期日:平成28年4月1日 (政令閣議決定 平成28年1月19日)</p>